



地域情報プラットフォームの今後の展開について

平成24年7月26日

総務省情報流通行政局地方情報化推進室

地域情報プラットフォームとは

地方公共団体における情報システムの課題

- ・特定ベンダーと継続的に随意契約を結ばざるを得ず(困り込み)、システム関係経費が高止まり。
- ・業務ごとにシステムを調達しており、システム間連携(業務処理の連携、データ共有)が困難であるため、業務が非効率 等

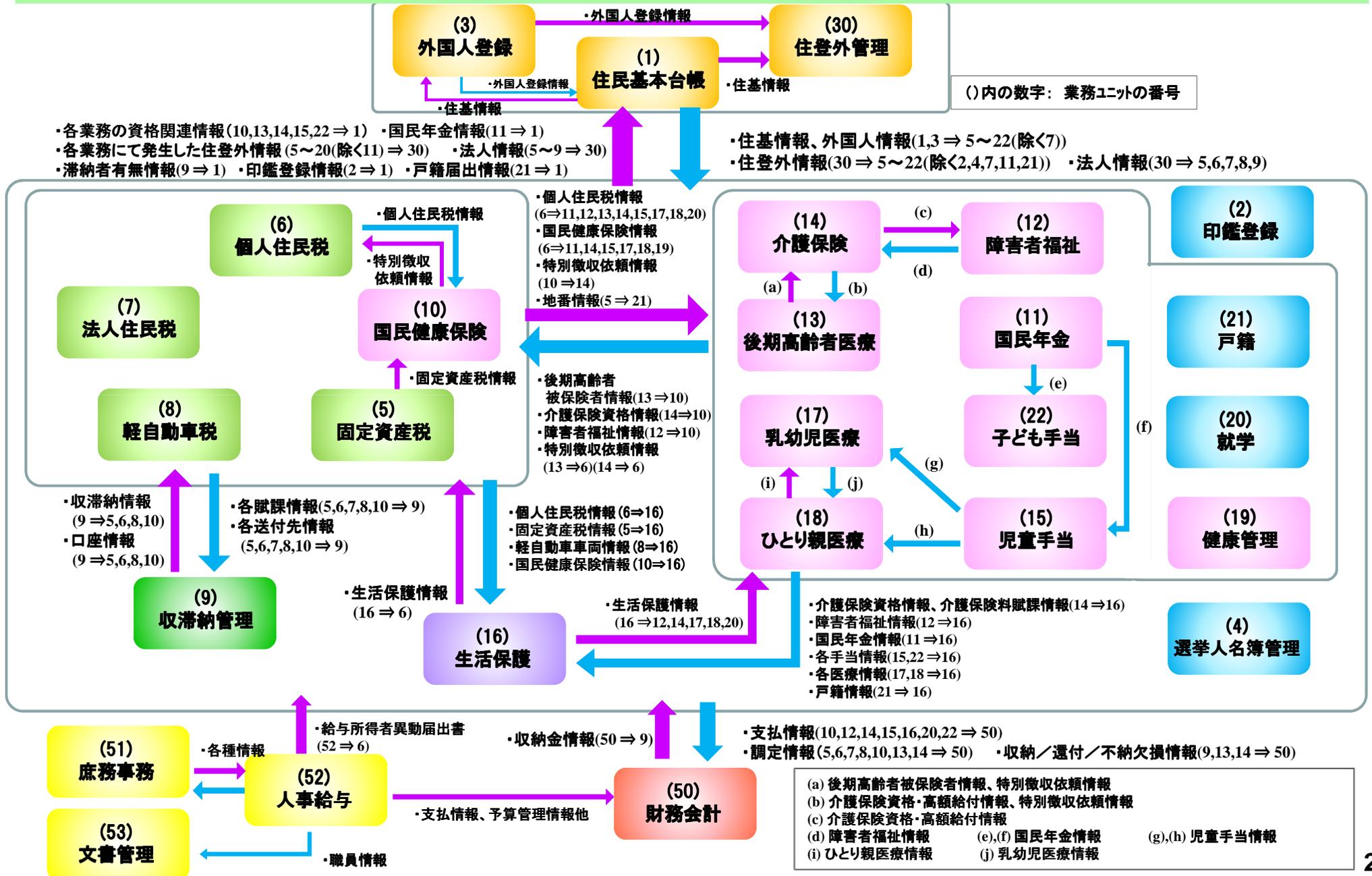
システム全体を効率化したい！
システム同士を連携したい！

地域情報プラットフォームによる解決

- 地域情報プラットフォームとは、様々なシステム間の連携(電子情報のやりとり等)を可能にするために定めた、各システムが準拠すべき業務面や技術面のルール(標準仕様)。
 - (例)業務システムのデータ項目やインターフェースの標準、データ形式や通信手順の標準等
 - ・ これまでに、単独の地方公共団体内のシステム間連携に必要なルールを策定。
 - ・ 更に、複数の地方公共団体間等におけるシステム間連携に必要なルールを策定中。
- 地方公共団体においては、地域情報プラットフォームを活用したシステム再構築を行うことで、業務・システムの効率化が実現。
- 「地域情報プラットフォーム標準仕様書」として策定され、公開。

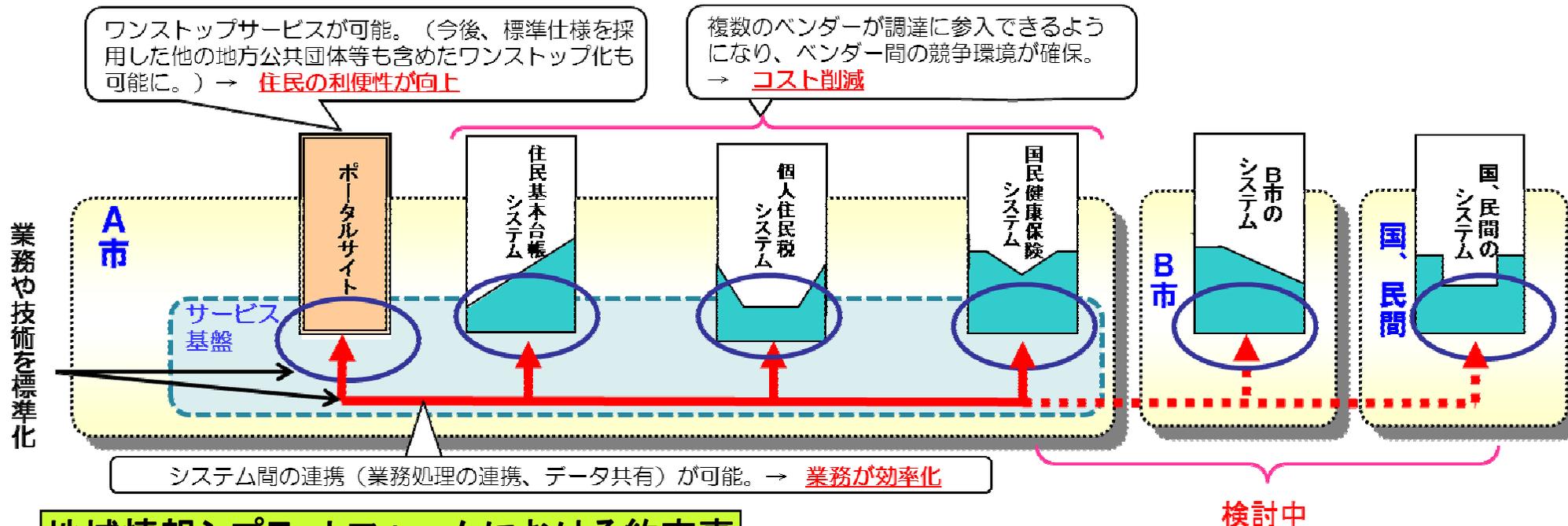
自治体の業務データ連携と地域情報プラットフォームの標準仕様

地域情報プラットフォームは、①業務システム間の連携データ項目・連携インターフェースと②それを支える技術的な要素(通信規約等)を標準化



地域情報プラットフォームのイメージと約束事

地域情報プラットフォームのイメージ



地域情報プラットフォームにおける約束事

① 業務ユニット間同士のデータ連携についての「約束事」

- ・市内の各業務ユニットが提供するサービス（業務機能）の範囲
- ・市内の各業務ユニット間同士で連携するデータ項目（含むコード辞書）
- ・同データ項目のうち、オンライン即時で連携する項目に関するインタフェース仕様
- ・自治体間、国と自治体間、および官民間の業務サービス連携仕様(*1)

(*1)今後の予定

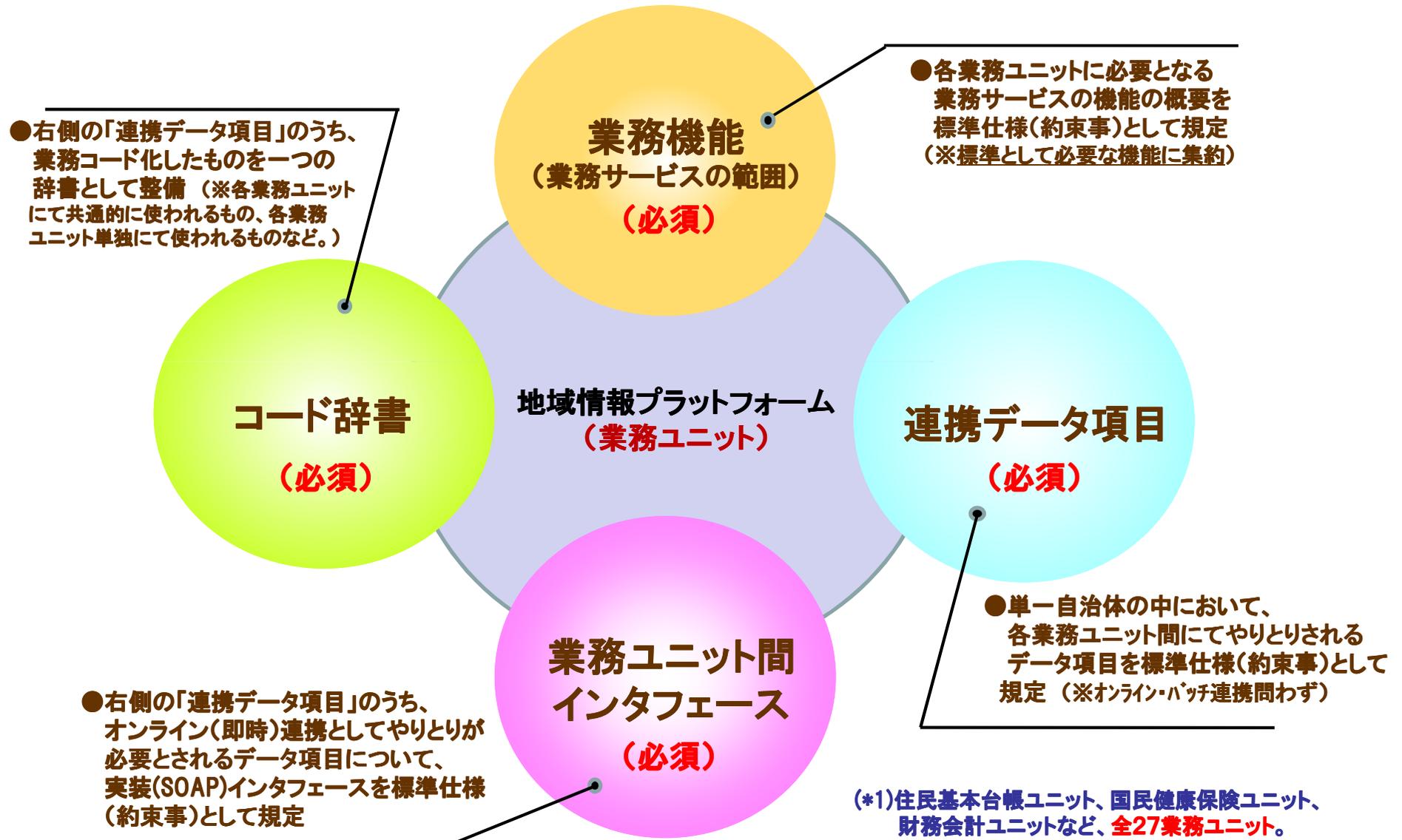
② 上記のデータ連携を実現するために必要な技術的な「約束事」

- ・通信、プロトコル等の規約類（PF通信機能）
- ・データ連携時に用いる統合DBに関するもの（統合DB機能）
- ・ワンストップサービスの実現を始めとした業務プロセスのフロー制御を行うために必要なもの（BPM機能）
- ・複数サイト間（自治体間、国と自治体間、官民間）のサービス連携を実現するために必要なもの（PF共通機能）

(APPLIC資料より)

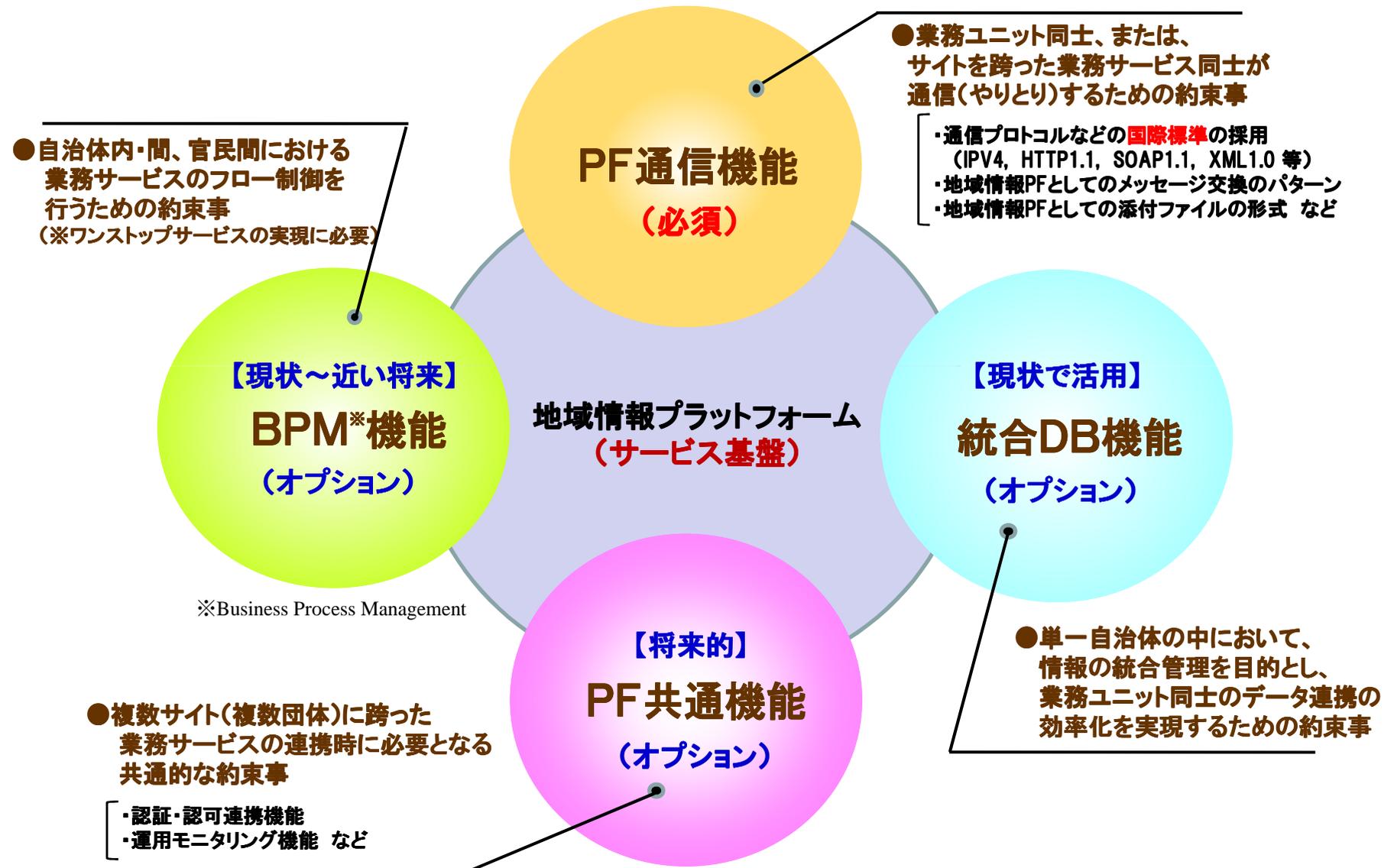
地域情報プラットフォームの標準化の範囲

① 業務面の約束事



地域情報プラットフォームの標準化の範囲

②技術面の約束事

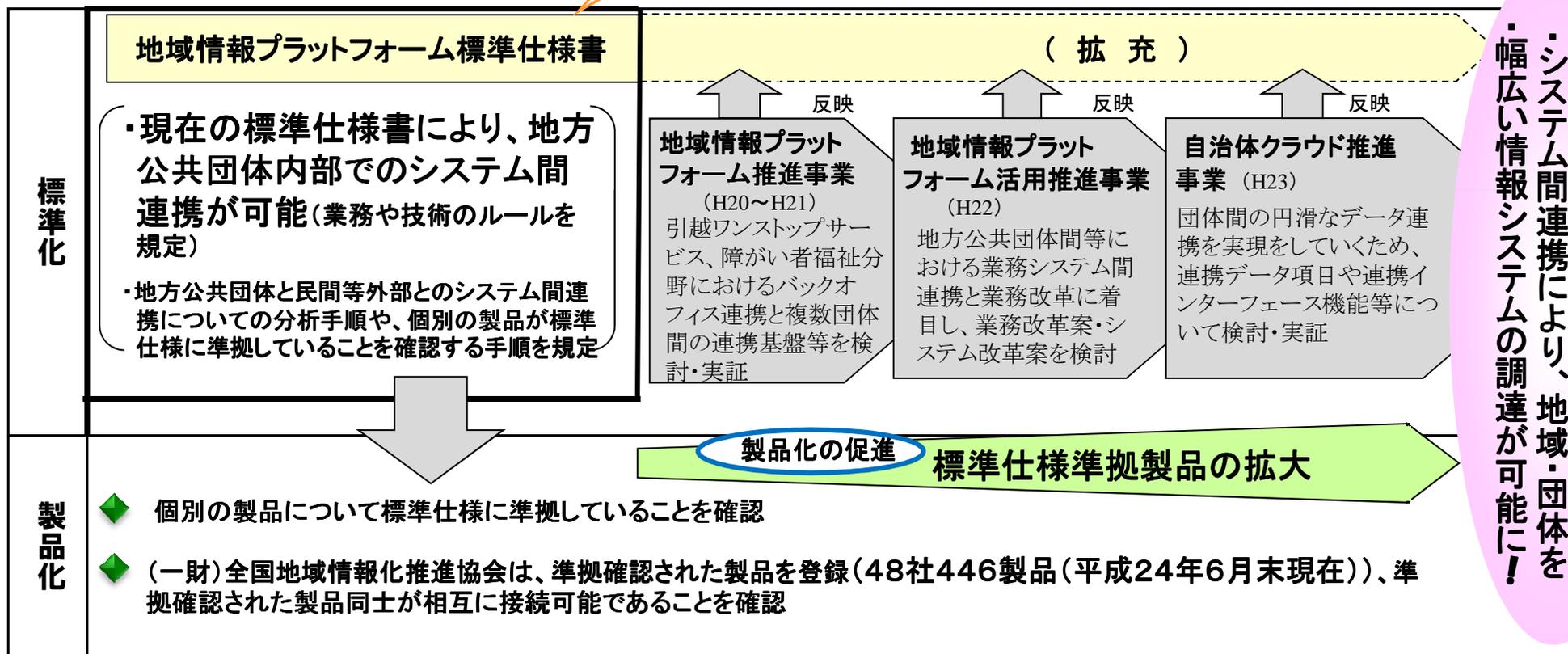


地域情報プラットフォームの普及促進

地方公共団体の業務のうち、27業務の情報システムについて標準化

標準仕様書で標準化された情報システム(27業務)

住民基本台帳	固定資産税	取滞納管理	後期高齢者医療	乳幼児医療	戸籍	人事給与
印鑑登録	個人住民税	国民健康保険	介護保険	ひとり親医療	住登外管理	文書管理
外国人登録	法人住民税	国民年金	児童手当	健康管理	財務会計	子ども手当
選挙人名簿管理	軽自動車税	障害者福祉	生活保護	就学	庶務事務	



超えたワンストップ化が可能に!
 システム間連携により、地域・団体を
 幅広い情報システムの調達が可能に!

地域情報プラットフォームの普及状況

地方公共団体における地域情報プラットフォームを活用したシステム再構築の促進

◎地方公共団体における行政情報化の推進状況調査結果(平成23年4月1日現在)

地域情報プラットフォーム標準仕様を活用したシステム再構築について、すでに取り組んでいる自治体

H23.4

340

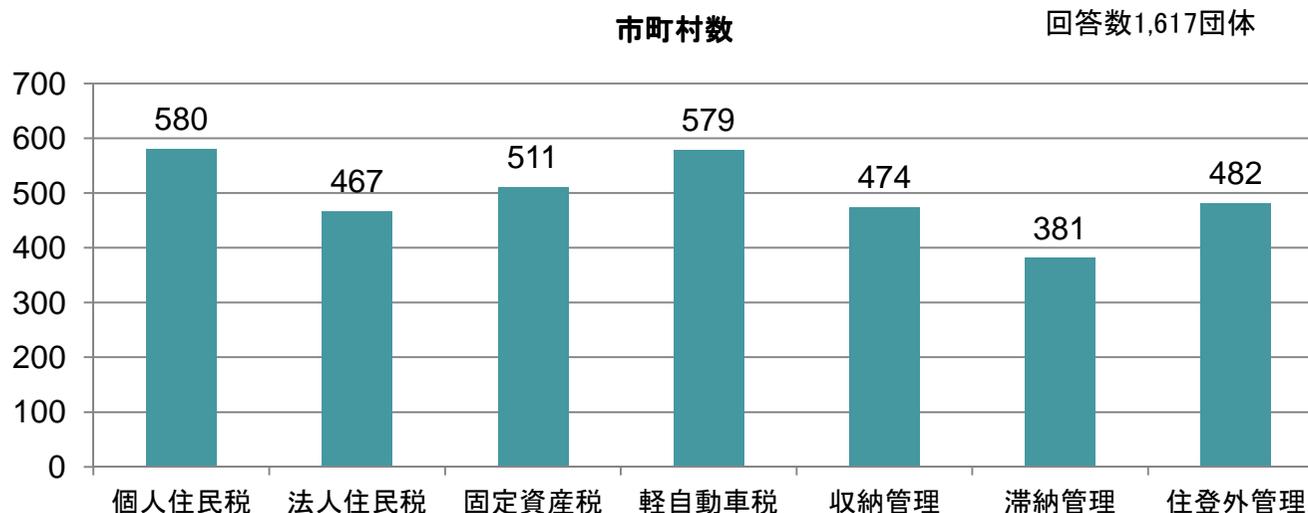
H22.4

166

H21.4

95

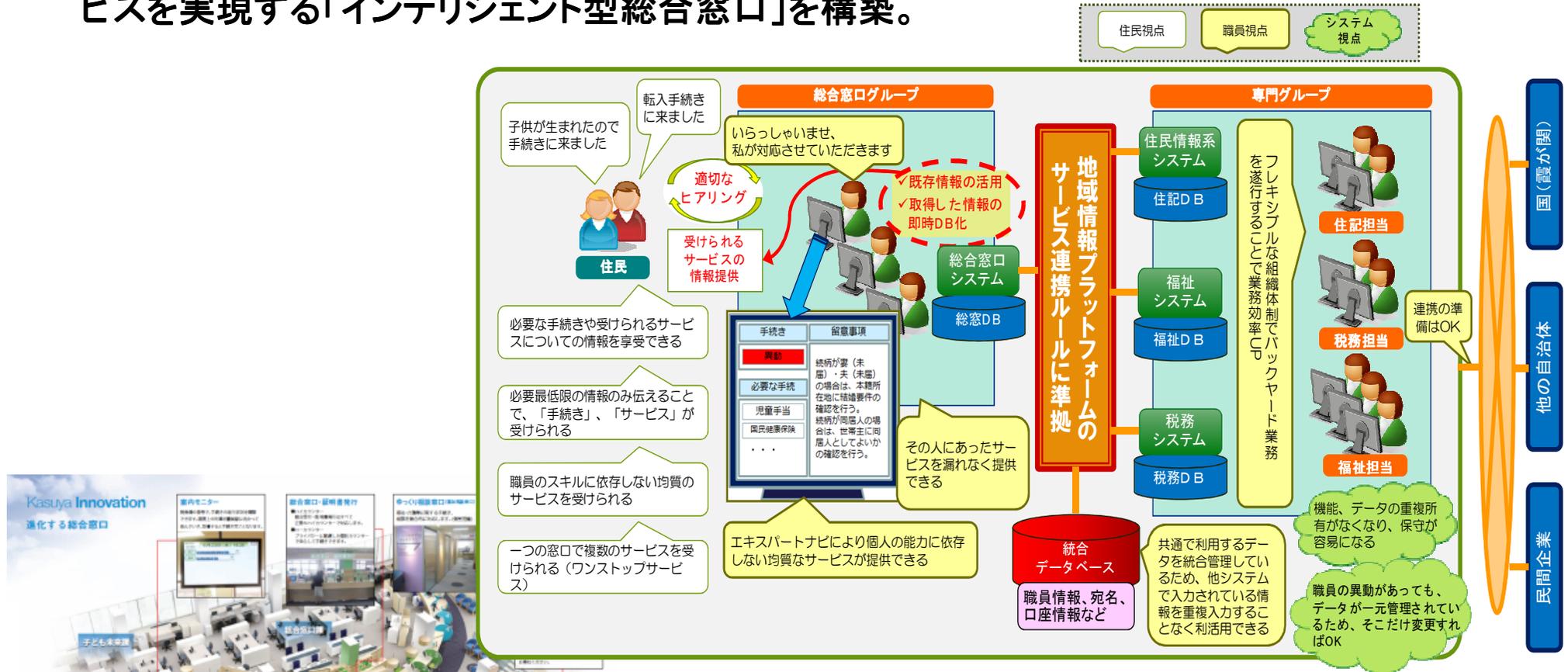
◎地方税関連システムに係る地域情報プラットフォーム標準仕様準拠システム導入状況(H23.12月時点)



総務省「番号制度に係る地方税務システム検討会『地方団体の税務システム現況調査結果報告書』」より

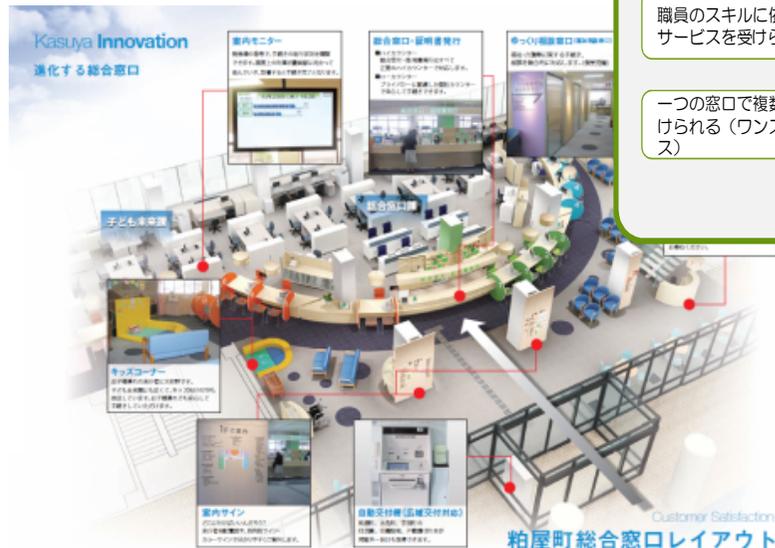
福岡県粕屋町の取組

粕屋町では、地域情報プラットフォームを活用したシステム再構築により、ワンストップサービスを実現する「インテリジェント型総合窓口」を構築。



(粕屋町資料より)

平成23年度「情報通信月間」総務大臣表彰

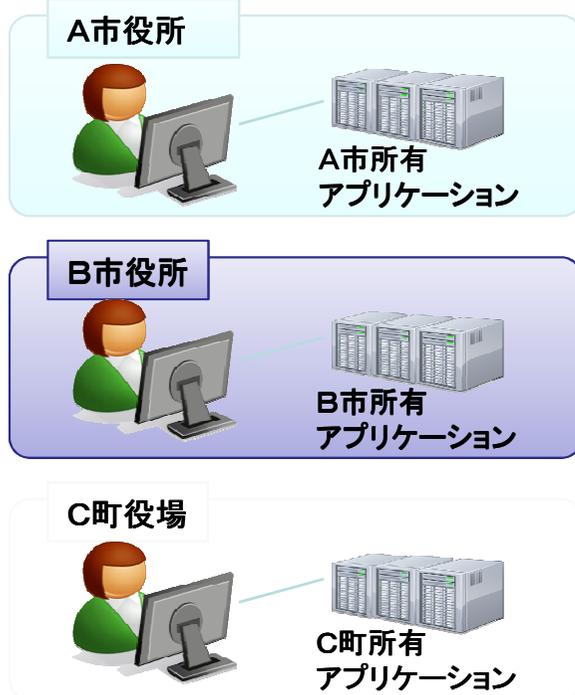


自治体クラウドのイメージ

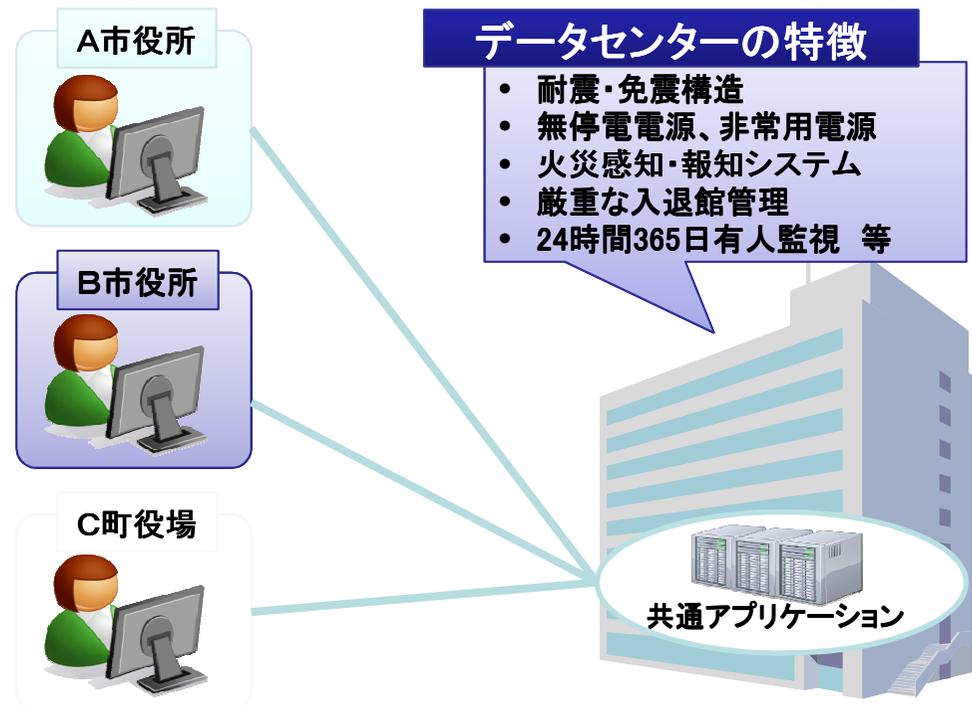
自治体クラウドとは

- ▶ 地方公共団体が情報システムを自分たちの庁舎で保有・管理することに代えて、外部のデータセンターにおいて保有・管理し、ネットワークを経由して利用できるようにする取組み
➡ 所有から利用へ
- ▶ 複数の地方公共団体の情報システム共同化による割り勘効果、災害に強い情報システムの構築等を実現
➡ 共同化・集約化

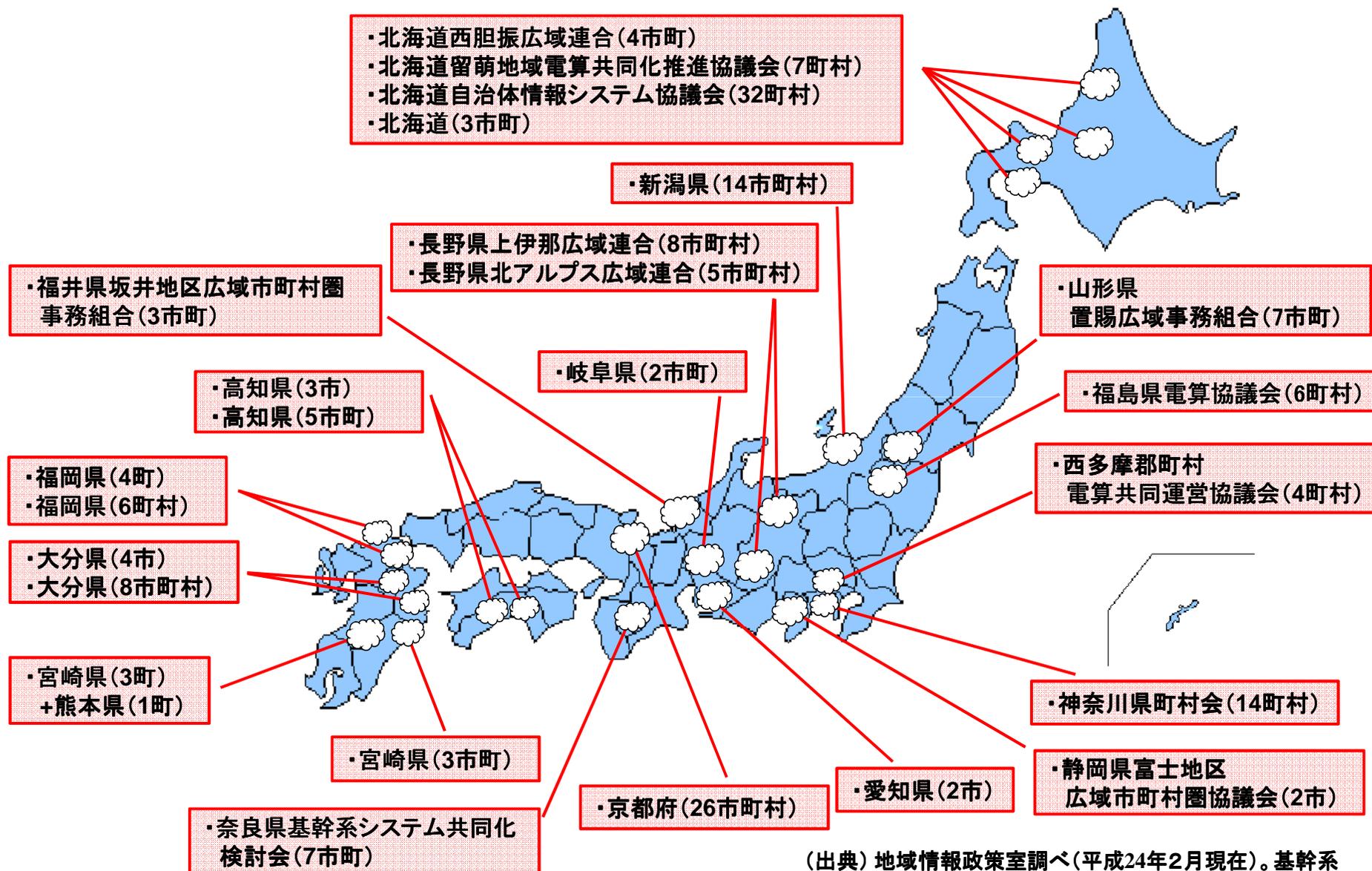
(現在) 庁舎内で管理



(導入後) データセンター内のシステムを共同利用



主な共同利用の取組み事例

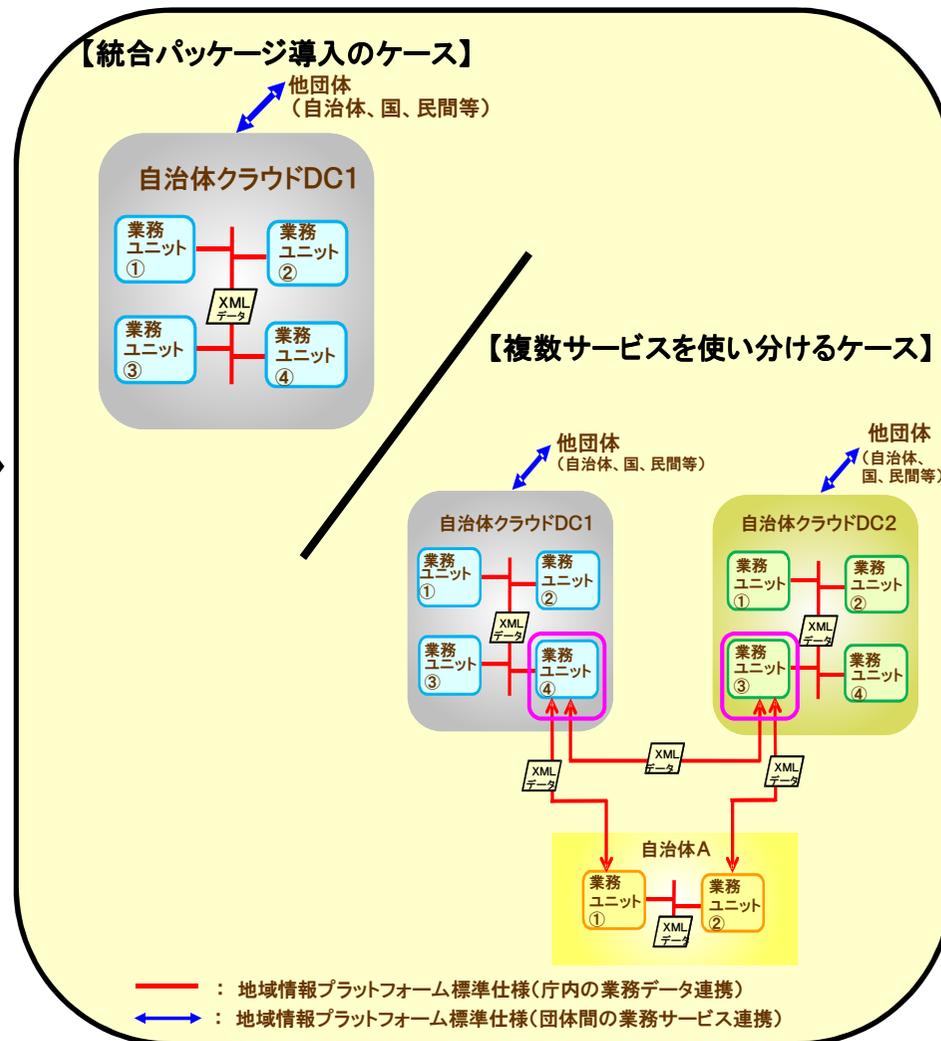
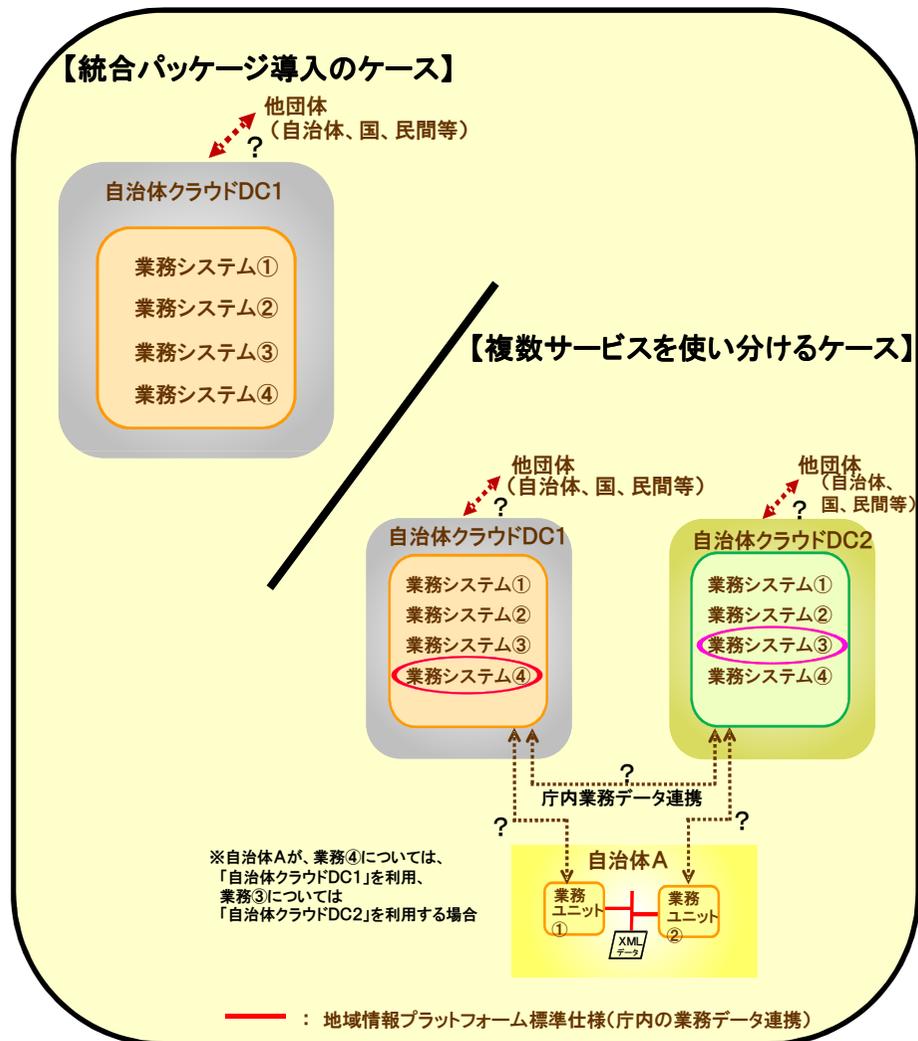


(出典) 地域情報政策室調べ(平成24年2月現在)。基幹系システムの共同利用事例(予定を含む)を示したもの。

自治体クラウドへの地域情報プラットフォームの活用

【地域情報プラットフォームに対応していない自治体クラウド】

【地域情報プラットフォームに対応した自治体クラウド】



経費削減のみならず、業務・システムの効率化やシステム間連携を通じたワンストップサービスの実現など住民サービスの向上を実現！

自治体クラウド推進本部有識者懇談会とりまとめ（2011.6）

- 自治体クラウドの取組状況の把握、課題の抽出・検討、必要な助言を目的として、H22.9月から有識者懇談会を4回開催し、諸論点に係る方向性等をH23.6月にとりまとめ、公表。

【主な内容】

1 はじめに 2 クラウド導入を可能にした背景 3 クラウド導入の効果

4 クラウド導入に係る諸課題

- カスタマイズの制約（自治体がカスタマイズせず利用可能なパッケージソフトが提供され、それが進化していくビジネスモデルの構築可能な環境整備）
- 相互運用性の確保（ベンダーロックイン問題、表現形式の標準化）
- セキュリティの技術的対策、法的留意点（データセンター設置場所等の国内限定、自治体と事業者の責任分界点の明確化、コンプライアンスのマネジメント体制確立、第三者監査等の実施、自治体職員のセキュリティ対策）

5 自治体クラウドサービスの形態

- 住民データの所在・管理場所（把握困難なクラウドサービス形態もあり）
- 閉域網サービス（IP-VPN、広域イーサネット）の利用が現実的

6 クラウドの加速のための取組み

- データの標準的な表現形式の構築
- 外字の実態調査
- アクセス・認証方式等の検証
- クラウド導入に向けた共同化計画策定、移行、基盤構築に対する財政支援

7 クラウドにより期待されるシステムの方向性

- ワンストップサービス、行政の効率化、新たなステージへ

※ 震災と自治体クラウド

- 災害時の業務継続や早期の行政機能回復を図る観点
- データセンターの発電設備の状況に留意

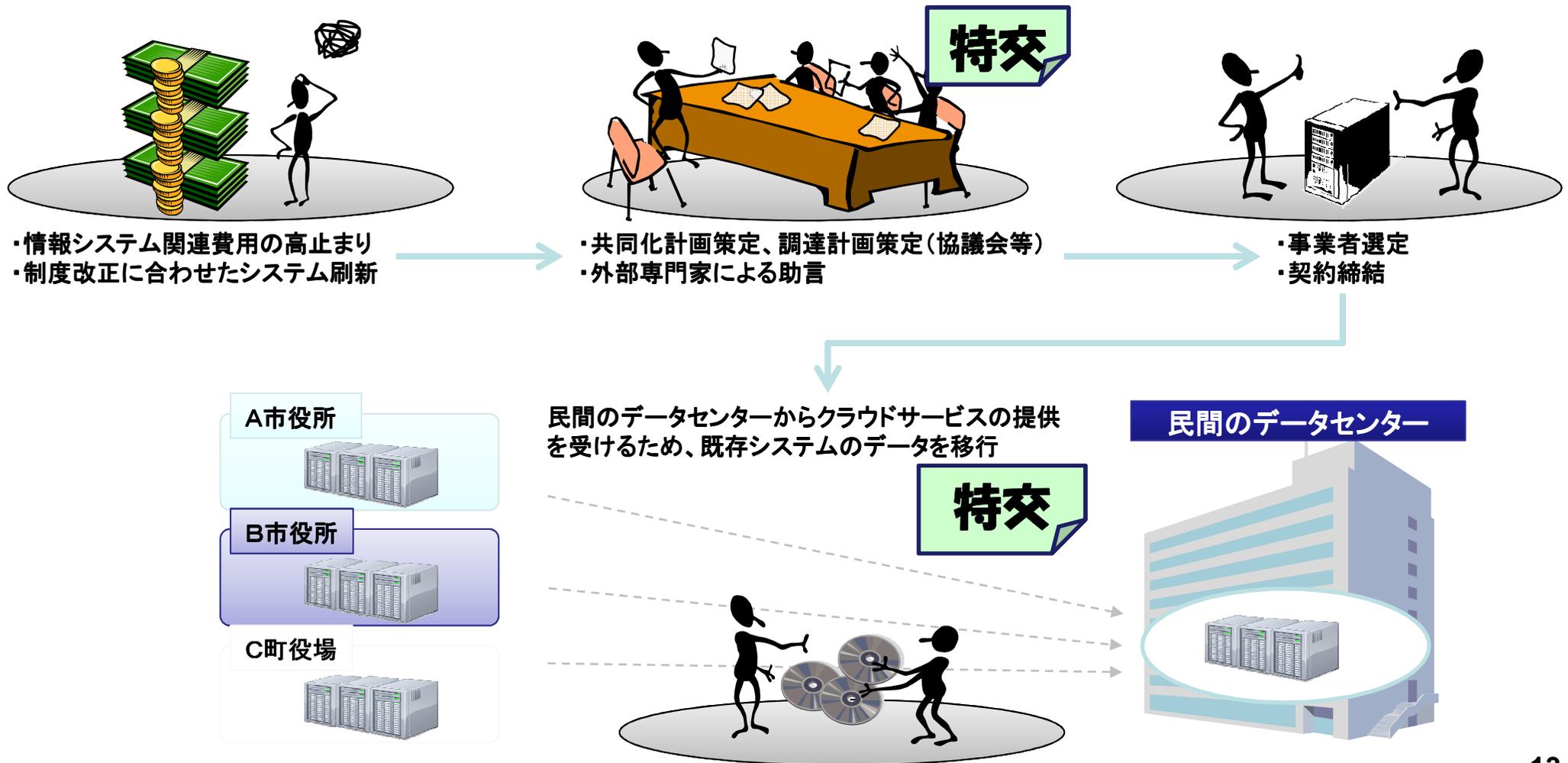
自治体クラウド推進本部
有識者懇談会とりまとめ

平成23年6月
総務省

[http://www.soumu.go.jp/
main_sosiki/jichi_gyousei/
c-gyousei/lg-cloud/
110707_01.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/lg-cloud/110707_01.html)

自治体クラウドに対する地財措置（2011年度～）

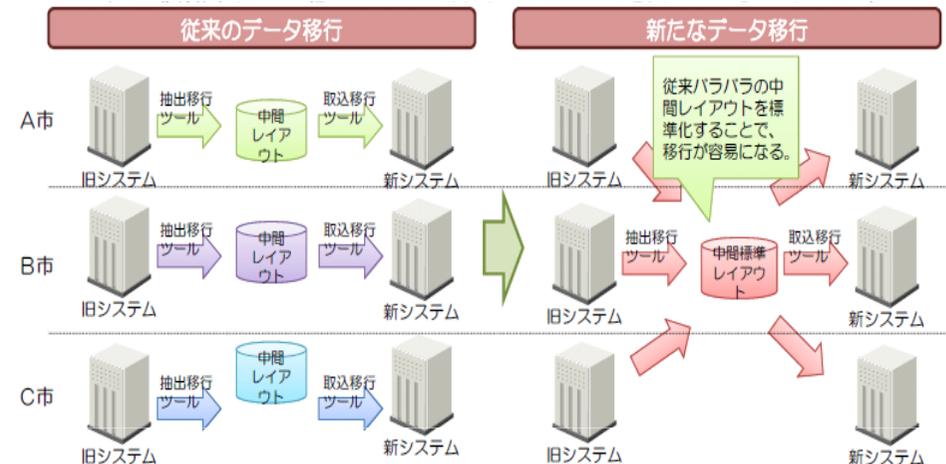
- 情報システムの集約と共同利用（共同化計画策定等の経費）：**特別交付税(H23年度～)**
- 住民データのクラウド移行（データ移行経費）：**特別交付税(H23年度～)**



データの標準的な表現形式の構築・外字の取り扱い等

円滑なデータの移行に向けた取組

- ・自治体クラウドへ移行する際、既存のシステムから出力したデータを新業務システムへデータを変換する必要。
- ・特に、異なる事業者の製品へデータを移行する場合は、それぞれのデータ形式が異なるため、データ移行の際、データ項目ごとにデータの変換方法を定める必要。
- ・データの移行は新しく業務システムを提供する事業者が行うのが一般的であり、このデータ項目等の違いが情報システムの相互運用性の障害となっている。
- ・総務省は、平成23年度に「データの標準的な表現形式の構築」に向けた取組を開始しており、この取組を通じ、情報システムにおけるデータの表現形式の標準化に向けた環境整備を実施。



「外字」の扱い

- ・各市区町村は独自に「外字」を管理しており、その数はのべ200万文字程度とされている。
- ・上記のデータ移行の際は、これらの外字の(目視による)同定作業を行う必要があり、多くの時間と労力が割かれている。総務省では、平成23年度に外字の実態調査を行うとともに、関係団体と協力して標準的な文字コードの導入に向けた検討を開始。

自治体クラウドにおける住民のアクセス・認証方式、業務データ連携等の検証

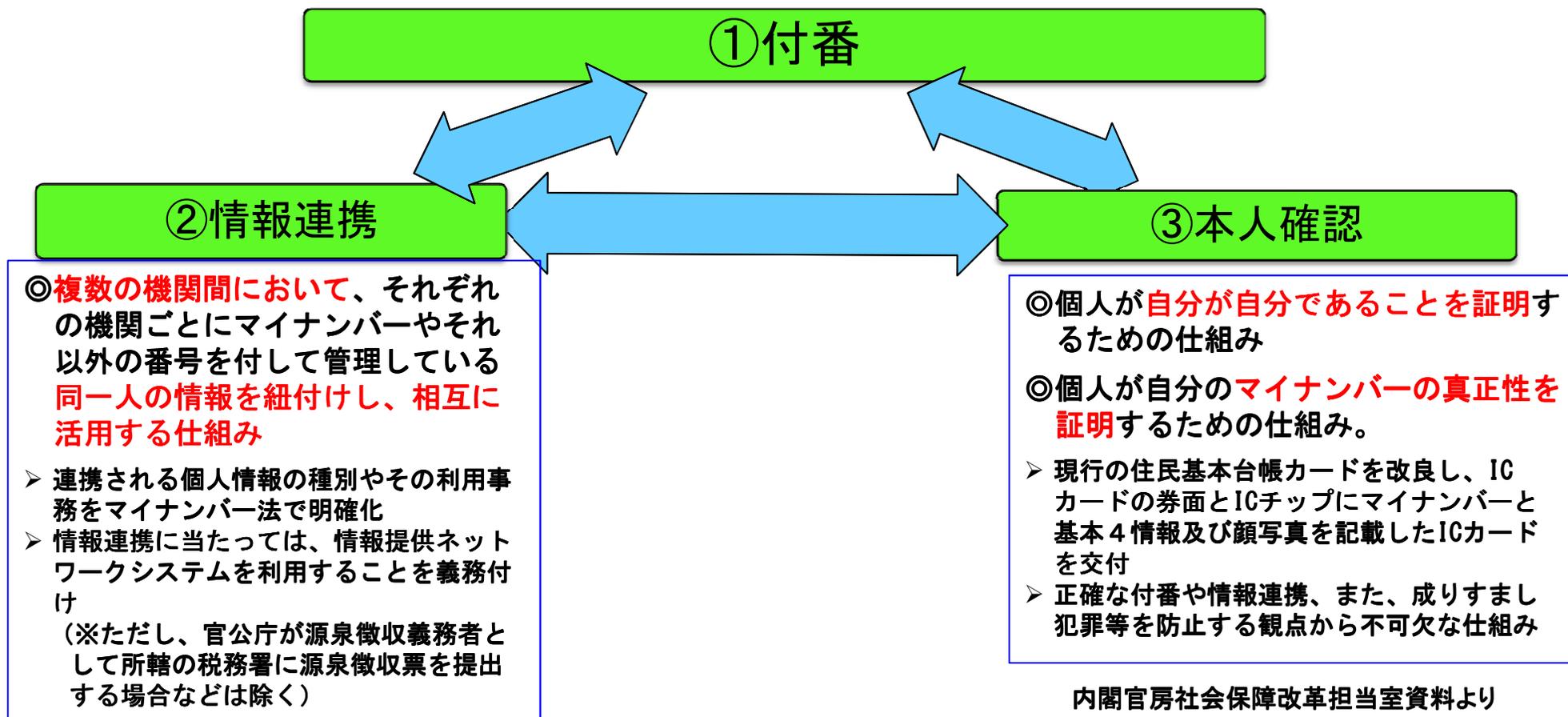
- ・各自治体では、担当課毎にそれぞれの業務に必要な住民に関する情報を保有。
- ・これら散在している住民に関する情報を集約し、住民や遠隔地の家族等から閲覧を可能とするための、データに対するアクセス制御、セキュリティ管理の方式等を検証することにより、行政サービスの向上に向けた取組を開始。

番号制度の仕組み

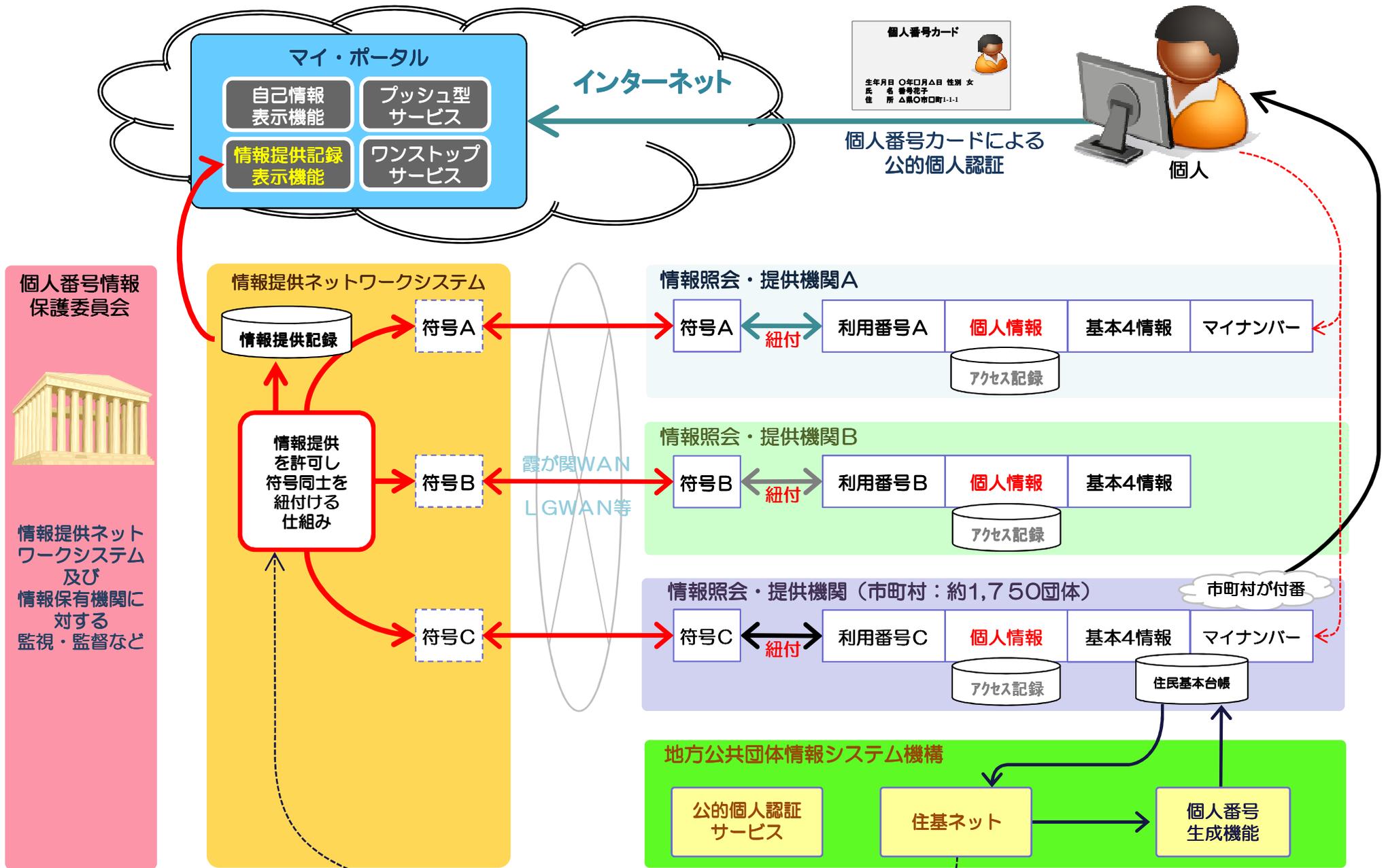
◎個人に

- ①**悉皆性**(住民票を有する全員に付番)
- ②**唯一無二性**(1人1番号で重複の無いように付番)
- ③「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な**視認性**(見える番号)
- ④**最新の基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)と関連付けられている新たな「番号」(マイナンバー)**を付番する仕組み。

◎法人等に上記①～③の特徴を有する「**法人番号**」を付番する仕組み。



番号制度における情報提供のイメージ



社会保障・税番号制度の導入に向けたロードマップ

2012年
(H24)

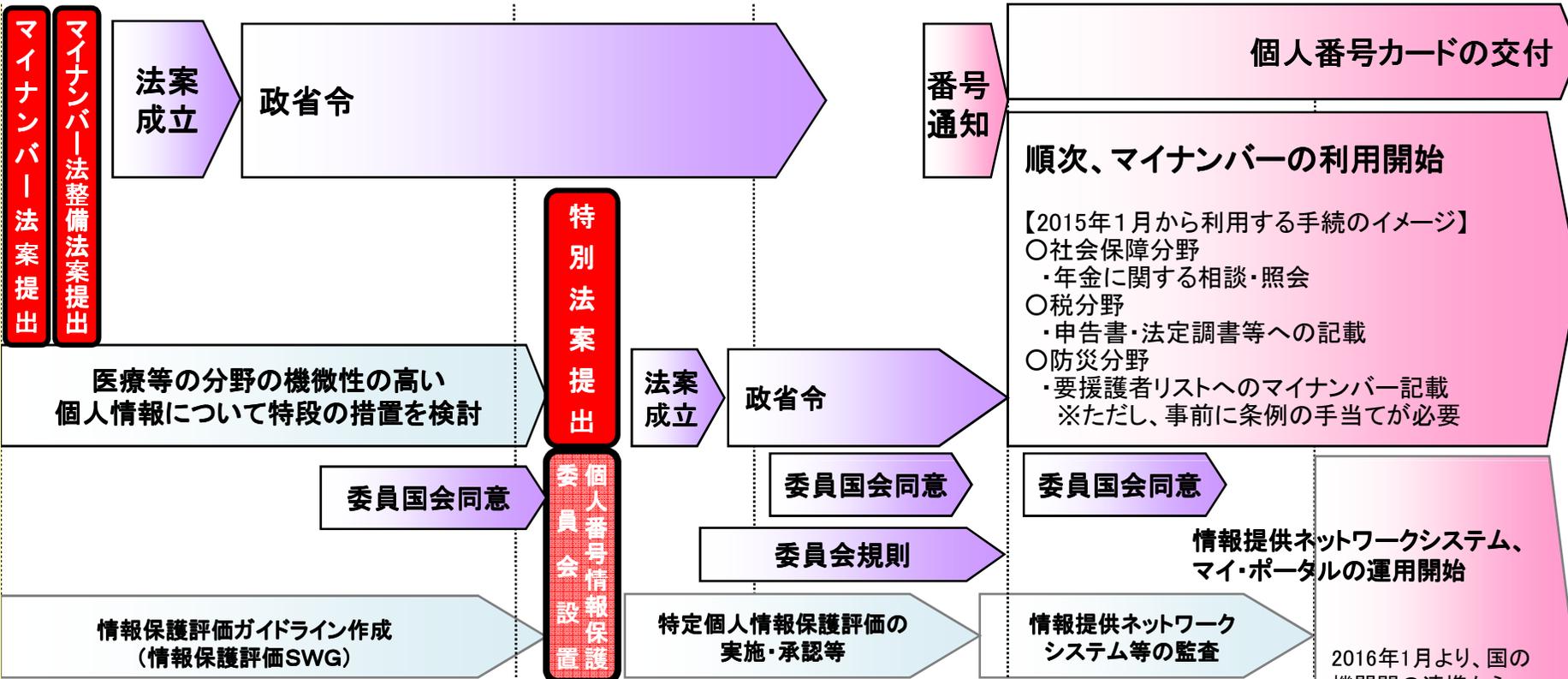
2013年
(H25)

2014年
(H26)

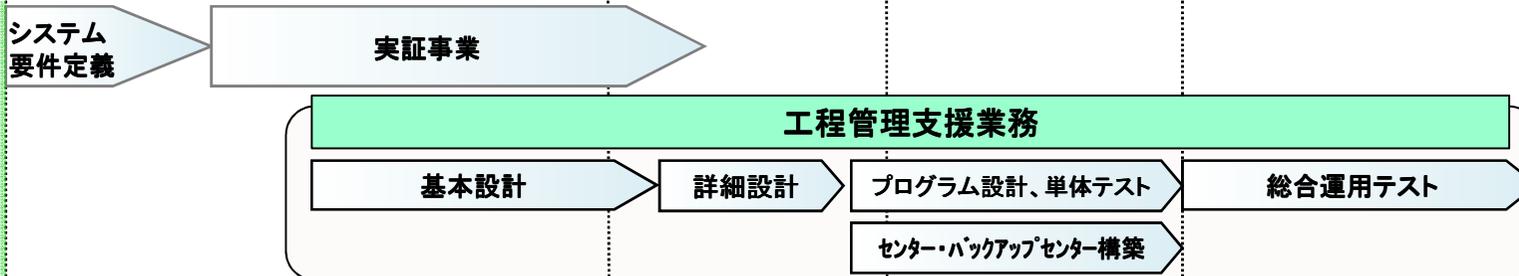
2015年
(H27)

2016年
(H28)

制度構築



システム構築



国民対話



番号制度で具体的に何ができるのか

「社会保障・税番号大綱」(2011年6月30日、政府・与党社会保障改革検討本部決定)より

よりきめ細やかな社会保障給付の実現

- 医療・介護・保育・障害に関する自己負担の合計額に 上限を設定する「総合合算制度」の導入
- 高額医療・高額介護合算制度の改善（自己負担の上限 に達した場合、立て替え払いすることなく以後の医療・介護サービスを受給可能）
- 給付過誤や給付漏れ、二重給付等の防止
 - ・健康保険法に基づく給付金支給に当たっての他制度の給付状況の確認
 - ・生活保護法に基づく各種扶助支給に当たっての他制度給付状況の確認 など

所得把握の精度の向上等の実現

- 国税・地方税の賦課徴収に関する事務にマイナンバーを活用することにより、効率的な名寄せ・突合が可能となり、より正確な所得把握に資する

災害時の活用に関するもの

- 災害時要援護者リストの作成及び更新
- 災害時の本人確認
- 医療情報の活用
- 生活再建への効果的な支援

自己の情報の入手や必要なお知らせ等の情報の提供に関するもの

- 自宅のパソコン等から、自分の情報や利用する サービスに関する以下のような情報を閲覧可能
 - ・各種社会保険料（年金・医療保険、介護保険など）
 - ・サービスを受けた際に支払った費用（医療保険・介護保険等の費用、保育料等）
 - ・福祉サービスを受給している者に対する制度改正等のお知らせ
 - ・確定申告等を行う際に参考となる情報

事務・手続の簡素化、負担軽減に関するもの

- 添付書類の削減（納税証明書、住民票など）
- 医療機関における保険資格の確認
- 法定調書の提出にかかる事業者負担の軽減

医療・介護等のサービスの質の向上等に資するもの

- 転居した場合であっても、継続的に健診情報・予防接種履歴が確認できる
- 乳幼児健診履歴等の継続的把握により、児童虐待等の 早期発見が可能になる
- 難病等の医学研究等において、継続的で正しいデータの蓄積が可能となる
- 地域がん登録等における患者の予後の追跡が容易になる
- 介護保険の被保険者が市町村を異動した場合、異動元での認定状況、介護情報の閲覧が可能となる
- 各種行政手続における診断書の添付が不要
- 年金手帳、医療保険証、介護保険証等の機能の一元化

※これらすべてがマイナンバー法案によって可能となるものではなく、中長期的に想定されるものを含む。

(参考) 報告書等掲載Webサイトについて

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/local_support/index.html

総務省
MIC
Ministry of Internal Affairs
and Communications

地域ICT振興に関する各種施策

ICT利用の促進

地域情報通信振興関連施策

ICT活用システムの普及促進状況

平成22年度 総務省では、全国を対象に、先導的な取組を行ってきた地域以外にも、ICTシステムの導入状況、利用の状況、今後の導入意向や、人材等の課題について把握を行い、その概要をまとめました。

平成23年度 ICT活用システムの普及促進に係る調査研究(結果の概要)(PDF)

遠隔医療

補助事項の交付要綱等

自治体クラウド推進事業(団体間の業務データ連携に係る検討・実証)

クラウド環境下において、自治体が様々な団体との間で円滑な業務データ連携を実現できる環境を整備していくため、地方自治体の協力も得ながら、連携データ項目や連携機能・方式等の検討・実証を行ったものです。

■提案の公募～決定

- ・ [提案の公募](#)(平成23年7月7日)
- ・ [提案書の評価](#) (評価会開催日:平成23年8月9日～10日)(PDF)
- ・ [委託先候補の決定](#)(平成23年8月19日)

■成果報告書

1. [成果報告書](#) (PDF)
2. [別冊](#) (PDF)
3. [別紙](#) (PDF)

■成果に関する評価会

- ・ [成果に関する評価会議事概要](#) (評価会開催日:平成24年5月31日)(PDF)

自治体クラウド推進事業(団体間の業務データ連携に係る検討・実証)

クラウド環境下において、自治体が様々な団体との間で円滑な業務データ連携を実現できる環境を整備していくため、地方自治体の協力も得ながら、連携データ項目や連携機能・方式等の検討・実証を行ったものです。

■提案の公募～決定

- ・ [提案の公募](#)(平成23年7月7日)
- ・ [提案書の評価](#) (評価会開催日:平成23年8月9日～10日)(PDF)
- ・ [委託先候補の決定](#)(平成23年8月19日)

■成果報告書

1. [成果報告書](#) (PDF)
2. [別冊](#) (PDF)
3. [別紙](#) (PDF)

■成果に関する評価会

- ・ [成果に関する評価会議事概要](#) (評価会開催日:平成24年5月31日)(PDF)

成果報告書
約200頁

成果報告書の本編
検討・実証のとりまとめ

概要版
約50頁

成果報告書の概要版

別冊
約300頁

成果報告書の別冊

- ・ 詳細検討対象ユースケースにおける業務プロセス案
- ・ 詳細検討対象ユースケースにおける連携データ項目案
- ・ 地域情報PFを活用した効率的かつ円滑な情報提供ネットワークシステムと接続機能仕様案

別紙
約1150頁

成果報告書本編の別紙

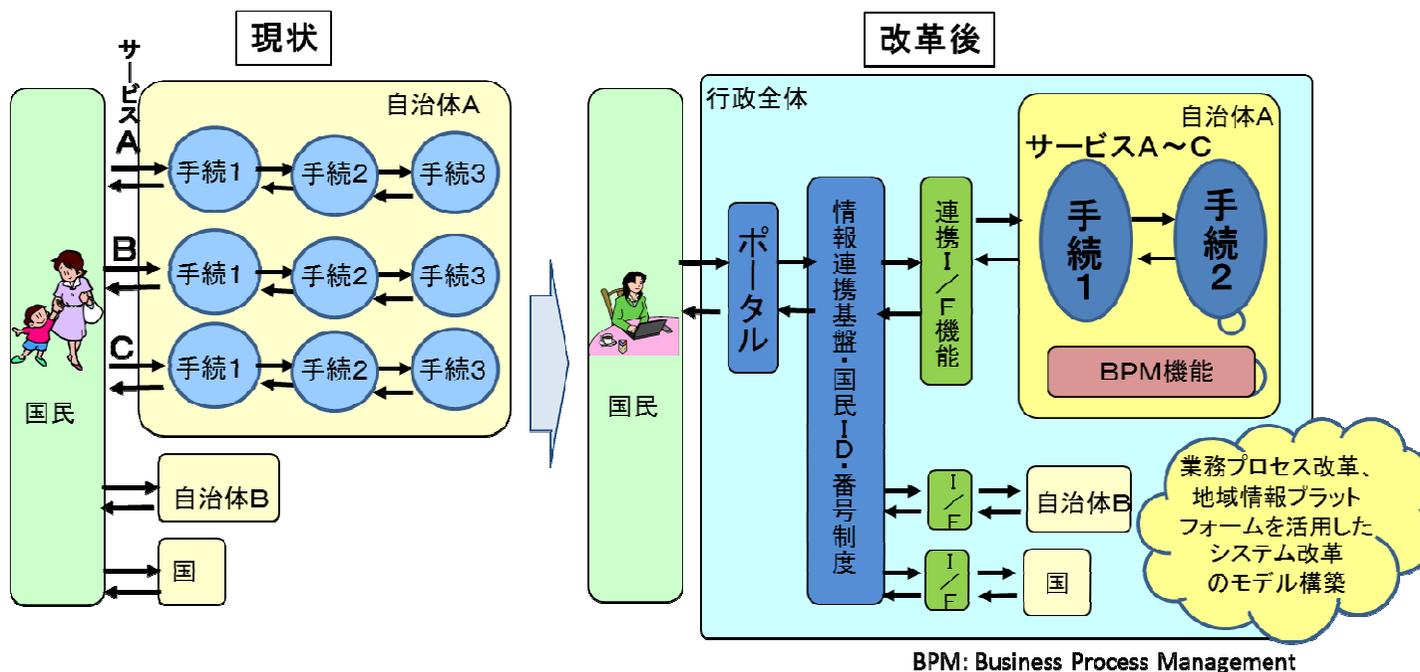
大綱ユースケース(65ユースケース)の整理表 ほか
ユースケースごとの検討・分析の資料

平成24年度 国民本位の電子行政実現のためのバックオフィス連携推進事業

1 施策の概要

- ① 番号制度のユースケースをはじめ国民本位の電子行政の実現に資するケースを対象に、地域情報プラットフォーム標準仕様や関連事業の成果を活用しつつ、自治体業務・システムの在り方について検討。
- ② バックオフィス連携の前提として欠かせない業務プロセスやシステムの改革のためのモデルを構築し、地方自治体の業務プロセス改革、バックオフィス連携を促進。

2 イメージ図

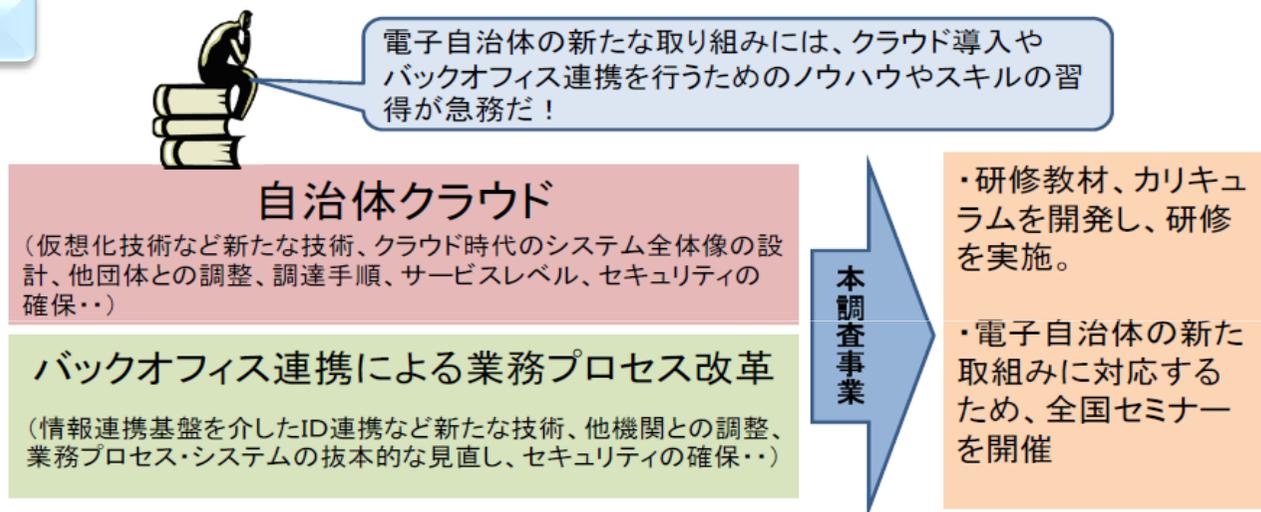


平成24年度 電子自治体の新たな取組に対応した人材育成支援事業

1 施策の概要

自治体クラウドやバックオフィス連携の推進のため、新たなスキル・ノウハウの効率的・効果的な習得を目的とした研修教材及びカリキュラムを開発。また、研修及び全国セミナーを開催。

2 イメージ図



★本事業による研修を平成25年2月～3月頃に開催予定

～平成24年度自治体CIO育成研修～

★従来からの講座 (APPLIC主催)

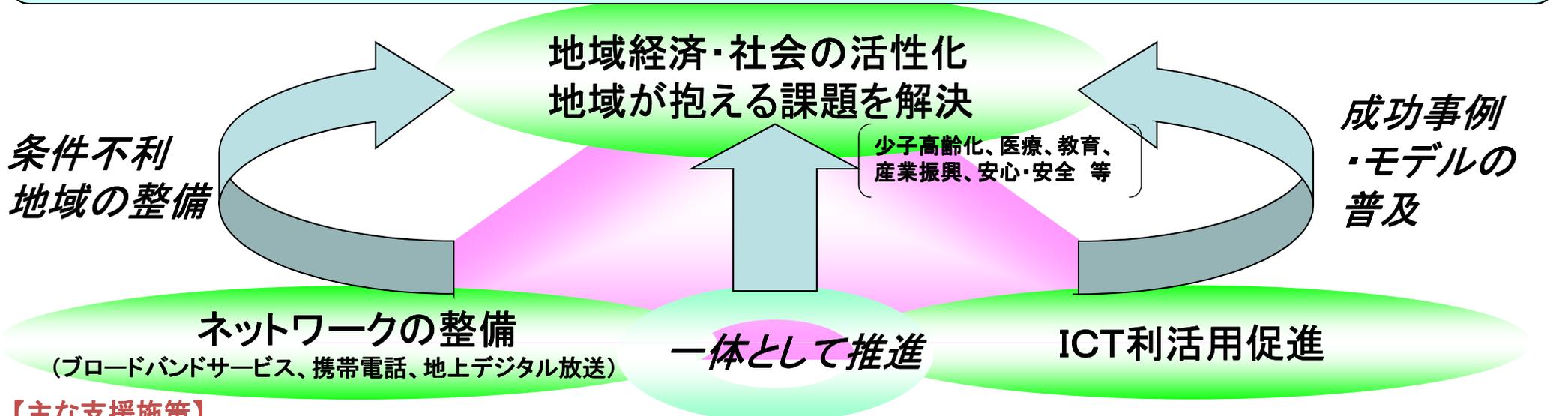
「IT投資評価・ガバナンス編」(8月27日(月)～8月31日(金))

「全体最適化と調達・運用設計編」(10月15日(月)～10月19日(金))・・・受講生募集中

詳細は http://www.applc.or.jp/prom/ciokensyu/cioikuseikensyu2012/cio_bosyu1/index.html

ICTによる地域活性化の全体像

○ ネットワークの整備とICT利活用促進を一体として推進し、地域経済・社会の活性化や、地域が抱える課題の解決に貢献



【主な支援施策】



・地域情報通信基盤整備推進交付金	H21 当初	78.7億円
	補正	792.8億円
・地域イントラネット基盤施設整備事業	H21 当初	22.4億円
	補正	67億円
・情報通信基盤災害復旧事業費補助金	H23 1次補正	2.2億円
	3次補正	13.5億円
	H24 当初	9.1億円

地域ICT利活用モデル構築事業	H19~21	71億円
ユビキタスタウン構想推進事業	H21 1次補正	119億円(見直し後)
ICTふるさと元気事業	H21 2次補正	65億円
地域ICT利活用広域連携事業	H22	82億円
	H23	25.5億円

地域情報化アドバイザー、ICT地域マネージャーの活用
ICT基盤を活用し、地域の様々な課題を解決するための人材支援を実施

地域情報化アドバイザーについて

■ 地域情報化アドバイザー派遣制度

地域の要請に基づき、総務省からの委嘱を受けた「地域情報化アドバイザー」を派遣し、当該地域の情報化を「基盤」「利活用」「人材」の3つの側面から助言するもので、平成20年1月から実施。

■ 地域情報化アドバイザーの構成

大学での研究活動や地域における企業活動、NPO活動等を通じて、地域情報化に知見・ノウハウを持つ有識者により構成される。公表されている各アドバイザーの専門分野や取組実績に基づく依頼者からの指名や、要請内容に応じた事務局による選出により、各地域の課題に適合するアドバイザーを派遣する。



平成20年1月からこれまでに、延べ232回の派遣を実施

※アドバイザーや派遣要請者との調整などの派遣事務は、外部請負者が実施

ICT地域マネージャー派遣事業

全国において地域間格差の是正を目的としたICT基盤の整備が進められてきたが、その基盤を使い提供されるICTを利活用したサービスには、依然として地域間格差が存在する。既存のICT基盤や今後導入する新たなICT基盤を有効活用して地域の様々な課題を解決するためには、実務的・技術的ノウハウ等が必要。

1 施策の概要

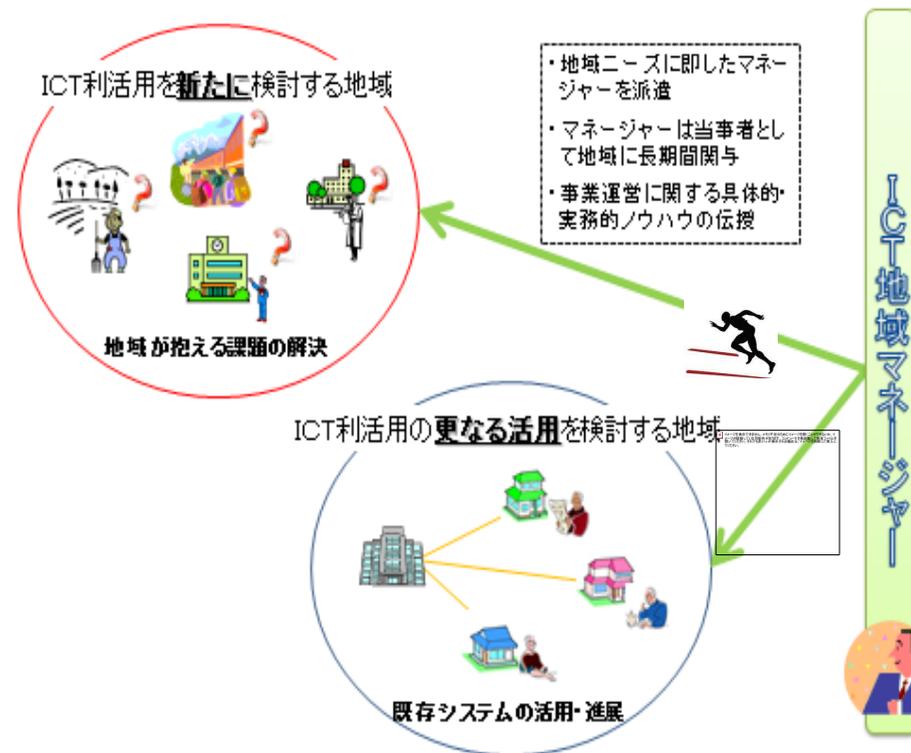
ICT基盤・システムを利活用して効率的・効果的な事業の運営を検討する地域に対し、実務的・技術的ノウハウ等を有するICT人材を一定期間にわたり派遣。

2 施策の効果

- ・地域で不足するICT人材の参画により、地域課題の解決に資するICTを利活用した事業が開始・進展。
- ・地域人材と外部人材の連携により、地域内でのICT人材の育成・活用がすすむ。
- ・各分野での効率的なICT利活用が進み、ICT基盤やシステムに関する既存投資を活かすことができる。

3 国が実施する必要性

- ・地域におけるICT人材の不足は全国的に共通の課題であり、国の主導により全国的に支援することが効果的。
- ・各地域での取組事例や経験を共有することで、よりきめ細やかな対応が可能となり、全国的な底上げにつながる。



(参考)「地域情報プラットフォーム/防災情報共有ユニット」の概要

地方公共団体に集約されるべき被災状況・災害対策状況等の防災情報を、ICTを活用して団体内および団体間で共有することにより、迅速・正確で効果的な災害対策活動を実現する。

システム間連携を可能にするために各システムがあらかじめ準拠すべき業務や技術の標準(ルール)を「地域情報プラットフォーム標準仕様」とし策定。

(一財)全国地域情報化推進協会が自治体の防災関連業務を平成20年度に自治体間の防災情報共有を目的とした「防災情報共有業務ユニット」を検討・策定した。

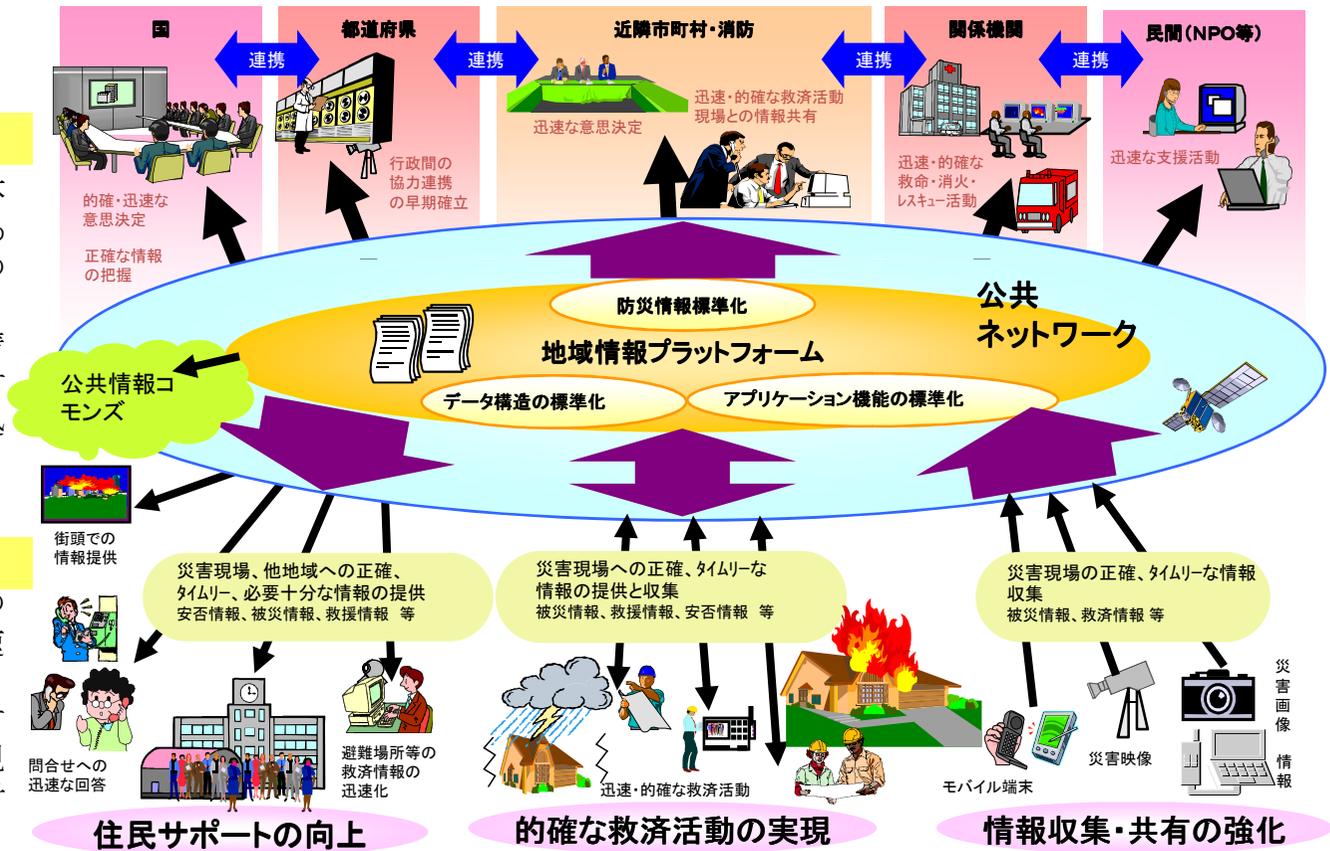
地域情報プラットフォーム 活用のメリット

● 正確な情報共有で適切な状況判断を支援

- ・情報共有できる環境構築で、被災自治体の職員の負荷(照会への対応)を上げることなく、多くの関係機関で被災現場の正確な状況を確認・把握が可能に。
- ・自治体が支援要請等を行う際に、文字情報に加えて映像・画像等の情報を付与することで、客観的な被害状況や規模を迅速に伝達。

● 情報システムの活用による業務の効率化

- ・情報システムの活用により「統計情報の算出」「報告資料の作成」「照会への迅速な対応」等、作業の効率化が可能に。
- ・自治体内で、住民基本台帳をはじめとする業務システムと連携させることで、大規模災害時に大量発生する「被災住民対応(手続き等)」の迅速な処理が可能に。



防災業務アプリケーションユニットの活用イメージ(将来像)

(参考)「公共情報コモンズ」の概要

「公共情報コモンズ」とは、ICTを活用して、災害時の避難勧告・指示など地域の安心・安全に関するきめ細かな情報の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオなどの様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供することを実現するもの。

〔(一財)マルチメディア振興センターが運営〕

